

学校いじめ防止基本方針

平成29年度 二戸市立福岡小学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景となる深刻な問題である。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、児童に「いじめを絶対許さない」という意識と態度を育てることが大切である。

本校は、目指す子ども像に掲げる「励まし助け合う子」の具現化のため、豊かな心を育む教育活動の推進とよりよい人間関係づくりの取り組みを行い、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるように努めていく。そのために、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめ問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の安心・安全な学校生活を保障する場となるように配慮するとともに、児童が互いのことを認めあったり、心のつながりを感じたりする人間関係づくりに取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心掛け、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通して、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を利用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいか考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成する言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめ防止の対策のための組織

本校は、いじめの防止を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。【通常は、職員会議における「生徒指導情報交換」をこれに当てる。】

(1) 構成員

＜校 内＞校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭
特別支援コーディネイター、教育相談担当

＜外部より＞教育相談員、指導主事、PTA 代表、学校評議員、民生委員、学校医
(構成員を適宜役割分担し、スクールカウンセラー、スクールソーシャル
ワーカーなど必要に応じて人選を行う。)

(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定・見直し
- ②いじめに関わる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告
- ⑤学級経営に関わる助言と指導
- ⑥いじめ防止に関わる児童の主体的な活動の支援

(3) 開催時期

通常は月1回の職員会議を定例とし、いじめ事案の発生時は上記構成員に学年主任
と学級担任を入れて緊急開催し、事態の収束まで随時開催する。

4 児童の主体的な取組

- (1) 健全育成を図る標語・ポスターの作成
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や縦割り班活動
- (3) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ基本方針を、校報「福翔」やホームページに掲載するなどして広報活
動に努める。
- (2) 授業参観(市民に学校を公開する日)において、保護者や地域住民に道徳や特別
活動等の授業を公開する。
- (3) いじめ防止等の取組について学年通信を通じて保護者に呼び掛け、いじめ問題等
に関する保護者の意見を紹介する。
- (4) PTAの各種会議等でいじめの実態や指導方針についての説明を行う。

6 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじ
めの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめ問題に関わる校内研修 年1回(4月)
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断
年2回(7月、2月)

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察においては、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは教師の見ていないところで行われるため、授業中はもとより、朝の時間や休み時間、放課後においても児童の様子にできるだけ目を配る。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いた時には、教職員が速やかに予防的介入を行う。その際、事実の確認を正確に行い適切な指導を入れる。必要に応じて保護者への連絡も行う。
- (6) 地域や関連機関と定期的な情報交換を行い、幅広く日常的な連携を深める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるために、発達段階に応じて情報モラル教育を実施する。

2 学校生活アンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するために、児童や保護者からの情報収集を行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査年3回（6月、11月、2月）
- (2) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査年2回（7月、12月）
- (3) 保護者を対象とした聞き取り調査年2回（7月と12月の期末面談時）
- (4) 「心とからだの健康観察」に伴う聞き取り調査年1回（12月）
- (5) いじめ防止等の取り組み状況を評価項目に位置付けた学校評価アンケート調査年2回（7月、11月）

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する処置の基本的考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめを受けた児童、及びいじめを知らせた児童の身の安全と心のケアを最優先に考えるとともに、いじている側の児童には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめ問題の解決にあたっては、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見した時は、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりした時には、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめ事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめを受けた児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。また、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められる時は、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭や外部カウンセラーと連携を図りながら指導を行う。
- (8) 「3か月継続して、いじめに係る行為が止んでいて、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことをもっていじめの解消とする」が、引き続き指導・日常的な観察を行うものとする。
- (9) 校長は教育上必要があると認める時は、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを傍観していた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、当該集団から根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- (3) すべての児童が集団の一員として互いを尊重し認め合うことによって、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察等との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめについては、市教育委員会及び二戸警察署と連携して対処する。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当に期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条①】
- (3) いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに示された「重大事態として扱われた事例」に該当または、相当すると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

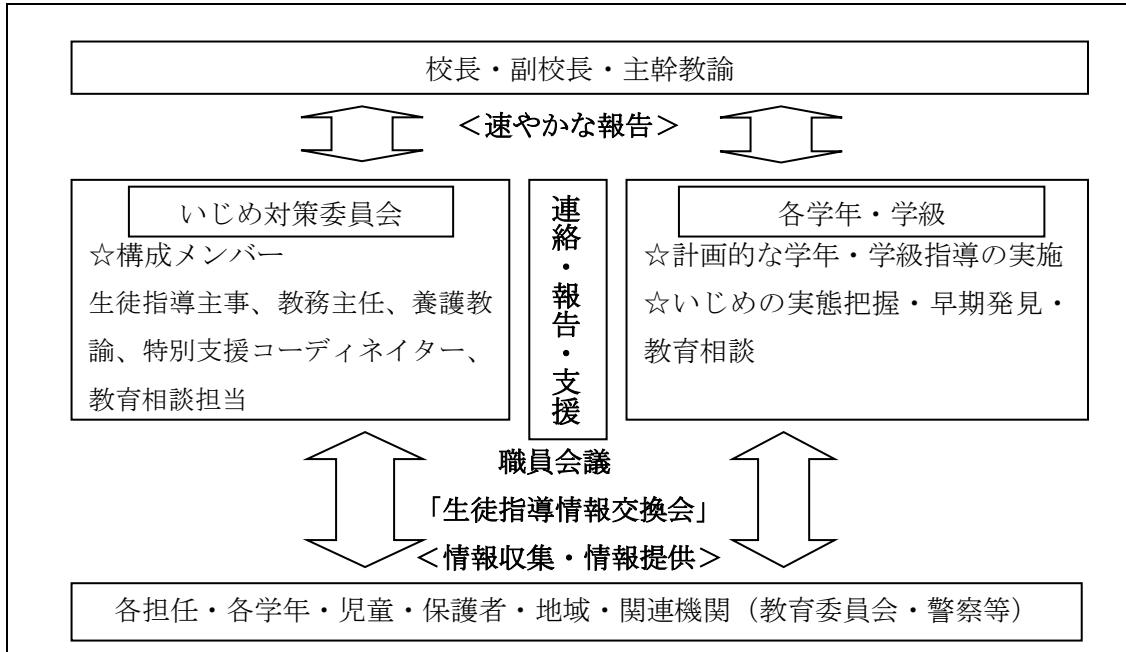
- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (3) 調査結果を市教育委員会に報告する。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告も含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (6) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の項目を学校評価に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

「相手を思いやり、やさしい心で生活できる」

いじめ防止体制（平常時）



いじめ防止体制（いじめ発生時）

